

保険始期日が2026年10月1日以降のお客さまへ

自動車保険 改定のお知らせ

ソニー損保では自動車保険の改定を実施しております。このお知らせは、ソニー損保の自動車保険（総合自動車保険Type S）の改定概要を説明したものです。改定後の商品の内容は重要事項説明書等をご確認ください。

■商品の改定

長期自動車保険（3年契約）の新設

保険始期日が2026年10月1日以降

「保険期間を3年とする契約」の販売を開始します。

【ソニー損保の長期自動車保険（3年契約）のポイント】

ポイント①

保険を使っても3年間は
**保険料が
変わりません**

ポイント②

3年間無事故なら
**お祝い金
を受取れる**

ポイント③

保険期間は3年間だから
**更新手続きは
3年に1度**

詳細な内容については、重要事項説明書等をご確認ください。
3年契約をご検討いただく際の注意点や1年契約との違いなどについては、長期自動車保険の専用ページからもご確認くださいことが可能です。

※ソニー損保の長期自動車保険（3年契約）は、保険期間が3年で、ソニー損保の自動車保険（総合自動車保険Type S）に「3年契約特約」「無事故お祝い金特約（3年契約のみ）」がセットされた商品です。

長期自動車保険の専用ページはこちら

スマホで
読取り



事故時レンタカー費用特約の改定

保険始期日が2026年1月1日以降

1.故障修理レンタカー費用の補償追加

「故障補償特約（搬送時）」と「事故時レンタカー費用特約」の両方が付帯されているご契約で、「故障補償特約（搬送時）」の支払対象となる故障損害が発生した場合、修理期間中のレンタカー費用を補償の対象とします（レンタカー費用を補償する日数の限度は15日とします）。

2.「レンタカー利用開始日」の期限延長

これまで、「事故の翌日から6ヵ月以内」にレンタカーを利用開始した場合を本特約の補償対象としていましたが、「事故の翌日から1年以内」にレンタカーを利用開始した場合に改定します。

故障補償特約（搬送時）の改定

保険始期日が2026年1月1日以降

これまで、チューブ、ブレーキパッド等の消耗部品やエンジンオイル、冷却水等の油脂類の交換・補充費用は、理由に関わらず補償の対象外としていました。

今後は、「故障補償特約（搬送時）」の支払対象となる故障損害が発生した場合に、その故障修理に伴う消耗部品や油脂類の交換・補充費用を補償の対象とします。

なお、本改定は、保険始期日が2025年12月31日以前のご契約についても、2026年1月1日以降に発生した保険事故から補償の対象とします。

■保険料の改定

保険料の見直し

保険始期日が2026年7月1日以降

物価上昇による修理費の高騰や、事故および自然災害の増加等を踏まえて、2026年1月および2026年7月に各種補償・特約の保険料の見直しを行いました。

割引・割増制度の改定

保険始期日が2026年1月1日以降

以下の制度について、割引・割増率を改定します。

なお、割引・割増率は保険料の全体には適用しません。保険料のうちリスクに応じた部分に適用します。

1.ノンフリート等級別料率制度

前契約がない新規契約6A・6B・6C・6E等級に適用する割引・割増率を改定します。

その他の等級に適用する割引・割増率は変更ありません。

		改定前	改定後
		割引・割増率	割引・割増率
年齢問わず 21歳以上補償 26歳以上補償 30歳以上補償	ノンフリート等級	割引・割増率	割引・割増率
	6A	27%割増	23%割増
	6B		14%割増
	6C	2%割増	
	6E	10%割引	8%割引

2.ゴールド免許割引

運転免許証の色が「ゴールド」の場合に適用する割引率を改定します。

改定前	改定後
割引率	割引率
12%	13%

3.運転者限定割引

契約車両の運転者を限定する場合に適用する割引率を改定します。

	改定前	改定後
本人限定	7%	7%
本人・配偶者限定	6%	5%
家族限定	1%	2%

4.新車割引

契約車両が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合で、初度登録後の経過期間・ノンフリート等級別に適用する新車割引について、割引率を改定します。

改定前

初度登録後の経過期間	車両保険		対人賠償・対物賠償・人身傷害・搭乗者傷害特約	
	6A・6B・6C・6E	左記以外	6A・6B・6C・6E	左記以外
～13カ月	19%	12%	19%	10%
14～25カ月	14%	9%	15%	7%
26～37カ月	9%	6%	10%	5%
38～49カ月	4%	3%	5%	2%

改定後

初度登録後の経過期間	車両保険		対人賠償・対物賠償・人身傷害・搭乗者傷害特約	
	6A・6B・6C・6E	左記以外	6A・6B・6C・6E	左記以外
～13カ月	19%	13%	21%	14%
14～25カ月	14%	10%	16%	11%
26～37カ月	9%	6%	11%	7%
38～49カ月	4%	3%	5%	4%

弁護士特約、個人賠償特約の保険料の改定

保険始期日が2026年1月1日以降

1.弁護士特約

記名被保険者が個人の場合

改定前

補償タイプ	1回払	11回払(合計)
自動車事故のみ	3,480円	3,600円
自動車+日常事故	5,120円	5,280円

改定後

補償タイプ	1回払	11回払(合計)
自動車事故のみ	3,740円	3,960円
自動車+日常事故	5,300円	5,640円

記名被保険者が法人の場合

改定前

補償タイプ	1回払	11回払(合計)
自動車事故のみ	2,740円	2,880円

改定後

補償タイプ	1回払	11回払(合計)
自動車事故のみ	2,390円	2,520円

2.個人賠償特約

改定前

1回払	11回払(合計)
1,780円	1,920円

改定後

1回払	11回払(合計)
1,820円	1,920円